

社会福祉法人育成会 行動計画

【女性活躍推進法】

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境を整備するため、
次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：毎年1月1日から12月31日までの間に、年次有給休暇の取得率を1人あたり40%以上とする。
--

<対策>

- 令和7年4月～ 職員の年次有給休暇を促進するため、年1回10月末時点の実態調査を実施し、職員会議等で公表し啓発を図る。
12月末時点で集計し、職員会議等で公表し翌年に向けて啓発を図る。

行動計画 策定日 令和7年3月11日